

第1日

令和7年2月27日（木）

午前10時零分開会

○議長（小島清人君） 皆様、おはようございます。

これより令和7年第2回朝倉市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

なお、本日の出席議員は18名で、会議は成立いたします。

議事日程表をお開きください。本日の議事日程については、タブレットに掲載のとおりであります。御了承願います。

会期についてお諮りいたします。会期日程表をお開きください。本定例会の会期は、あらかじめ議会運営委員会にもお諮りいたしました結果、本日から3月21日までの23日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日から3月21日までの23日間と決定いたしました。

次に、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、

5番仲山寛議員

6番徳永秀俊議員

を指名いたします。

施政方針をお開きください。

次に、施政方針について、市長より説明を求めます。市長。

（市長登壇）

○市長（林 裕二君） おはようございます。本日ここに、令和7年第2回朝倉市議会定例会を招集いたしましたところ、皆様方には御多忙の中にお繰り合わせ御出席を賜り、厚くお礼申し上げます。

本議会は、市政運営の基本となる令和7年度の当初予算をはじめ、多くの重要な案件につきまして、御審議をお願いするものであります。したがって、その冒頭で私の令和7年度における市政運営に対する所信の一端を申し述べ、議員各位をはじめ市民の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げる次第であります。

私は、これまで平成29年7月九州北部豪雨や令和5年7月豪雨などの度重なる災害から、「ふるさと朝倉を取り戻す」ため、全力で復旧・復興に取り組んでまいりました。

幸い、去年は大きな災害もなく、災害復旧を大きく進展させることができました。朝倉市復興計画においても、令和7年度は「発展期」の2年目として位置づけており、被災地が新たな魅力と活力ある地域として生まれ変わり発展していくことを、実感していただきたいと考えております。

また、令和7年度は、私にとって市長就任8年目に当たり、2期目の総仕上げとなる重要な年度であります。市民の皆様「市民と創る朝倉」のさらなる深まりを感じていただけるよう、気を引き締め、市政運営に一層精進してまいり所存であります。

世界情勢を見ますと、ロシアによるウクライナ侵攻は今も続き、中東地域の報復の応酬も終わりが見えない状況にある中、経済面では、今後も持ち直しの継続が期待されているところですが、欧米における高い金利水準や中国における不動産市場の停滞の継続に伴う下振れリスク、そして、米国第一主義を掲げ、1月に再度トランプ大統領が就任したアメリカの今後の政策動向による影響に留意しなければなりません。

国内におきましては、令和6年能登半島地震をはじめとする災害に対する安全安心な社会づくりが望まれている中、経済面では、長きにわたったコストカット型経済から脱却し、デフレに後戻りせず、賃上げと投資が牽引する成長型経済に移行できるかどうかの分岐点にあります。

政府は令和7年度予算案として、過去最大の規模となる一般会計予算115兆5,415億円を計上し、働き方の改善や賃上げといった人への投資に力点を置くことと併せ、地方創生や防災を強化するものとなっております。

首相施政方針におきましても、明治維新後の「強い日本」、戦後の「豊かな日本」に対し、今後は「楽しい日本」を目指し、その政策の核心に地方創生を位置づけ、「令和の日本列島改造」として推進する考えが示されたところであり、その施策に大きな期待を寄せるところであります。

また、歳入の面においては、物価上昇を背景に税収も78兆4,400億円と過去最高となり、併せて国債の発行額が17年ぶりに30兆円を下回るなど、表面上は健全化が進んだものとなっております。

次に、朝倉市の令和7年度予算をはじめとする市政運営の基本的な考え方につきまして、第3次朝倉市総合計画に基づき、6つの基本目標ごとに申し上げます。

まず、1つ目の基本目標「災害に強く、快適に暮らせる安全・安心なまちづくり」についてです。

平成29年7月九州北部豪雨や令和5年7月豪雨等による災害復旧は、市民はもとより関係機関、そして、市議会議員各位の御理解と御協力、併せて他自治体からの応援を含む全職員のたゆまぬ業務遂行により着実に進んでいるところであり、当初予算案においては、約70億円の災害関連経費を計上し、さらに、災害からの復旧・復興を進めてまいります。

被災地の復興につきましては、朝倉市復興計画に基づく発展期2年目を迎え、旧松末小学校を活用したコミュニティセンターを稼働させるとともに、災害伝承広場の整備を行います。

また、被災者生活再建支援システムを導入し、関係部署間の情報共有を図ることで、災害時における被災者支援を推進するとともに罹災証明の発行を迅速化します。

近年の大雨・浸水軽減対策としまして、原鶴雨水調整池から分水路への排水ユニットの設置、新庁舎駐車場の調整池機能の整備など、災害に強い、安全・安心なまちづくりを進めてまいります。

国土交通省が進める流域総合水管理を網羅した筑後川水系河川整備基本方針の見直し及び水資源機構が進める寺内ダム再生事業は、気候変動への対応と脱炭素施策を推進し、朝倉市における治水機能の向上に大きく寄与する取組であります。朝倉市は、今まで以上に関係機関と連携し、迅速かつ円滑に推進できるよう積極的に協力してまいります。

交通環境につきましては、新庁舎開庁に伴い循環線の路線見直しを行い、地域住民の交通の確保及び充実を図ります。あわせて、令和7年度から令和14年度にかけ、甘木鉄道の車両更新を行い、利用者の利便性の向上を図ります。

都市基盤の整備につきましては、市道甘木・堤線、通称けやき通りの東側への延伸のほか、国道322号道路事業に合わせ、甘木駅整備のための基本計画策定や駅周辺に賑わいを生み出すまちづくり事業を推進してまいります。

新庁舎へのアクセス道路となる市道来春・一木線につきまして整備を進めるとともに、安全で安定した水道水の供給を図るため、福岡県南広域水道企業団からの送水施設の整備を本格的に実施してまいります。

さらに、豊かな地域づくりに資する交流空間を提供するため、十文字公園の整備に着手します。

ここで、十文字公園に計画している総合的体育施設について触れさせていただきます。

平成29年7月九州北部豪雨以前の平成29年3月市議会定例会の施政方針において、財政上の理由により凍結としておりました。

その後、平成29年7月九州北部豪雨による災害復旧が進み、総合的体育施設の再開も可能ではないかと検討していた中、議員各位御承知のとおり、令和5年7月豪雨により甚大な被害を受けたところです。

さらには、全国的な物価高騰と合わせ、今後に控えている甘木・朝倉・三井環境施設組合の施設の更新や甘木駅周辺整備などを見据えるとき、苦渋の選択ではありますが、議会はもとより市民の皆様から御賛同いただける結論として、総合的体育施設建設は、白紙とし、今後の体育施設は、現施設の長寿命化や維持補修などの対応を基本として図っていくべきと判断した次第であります。

次に、2つ目の基本目標「子どもから高齢者まで、健やかに笑顔があふれるまちづくり」についてです。

結婚・出産・子育てにつきましては、あさくら“縁”結び会員制度やあさくら出会いサポートセンターJUNOALLでの縁結び事業を継続し、会員増や出会いの場を創出する取組を進めてまいります。

また、全ての子ども、妊産婦、子育て世帯へ一体的に相談支援を行う「こども家庭セン

ター」につきましては、新庁舎において、健康課と子ども未来課が一体となり、体制を充実してまいります。

誕生祝い品として木のおもちゃを子どもたちに届け、育児環境に木を取り入れ、木に親しみ、木の温もりを感じるにより心を育むファースト・トイ事業に取り組んでまいります。

民間団体等が実施するこども食堂への支援を継続するとともに、地域と一体となった支援の輪づくりを進めてまいります。

健康づくりにつきましては、第3次朝倉市健康増進計画に基づき、定期的な健診、体力づくり支援、介護予防等に取り組んでまいります。

また、協定を締結している久留米大学と連携し、アンチエイジングなどの健康教育を計画してまいります。

带状疱疹ワクチンにつきましては、本年4月から定期接種化されますが、市独自の取組として、定期接種の対象外となる50歳以上の方を対象に接種費用の助成を行ってまいります。

朝倉診療所の移転につきましては、令和8年度の開所に向け、建設工事に着手してまいります。

このほか、地域で安心して介護、医療、保育が受けられるよう、介護職員、看護師、保育士の人材確保事業にも継続して取り組みます。

次に、3つ目の基本目標「次世代につなぐ環境にやさしいまちづくり」についてです。

「朝倉市ゼロカーボンシティ宣言」や令和6年度に改訂した朝倉市環境基本計画を実現するため、政府方針と同様、2030年度までに二酸化炭素排出量50%以上の削減を目指し、ゼロカーボン推進補助金を継続してまいります。

また、し尿及び浄化槽汚泥の安定的な処理を継続するため、老朽化した汚泥再生処理施設の長寿命化に併せ、新技術の導入による性能の向上と規模の適正化を図る環境センターリニューアル工事を進めてまいります。

森林の地球温暖化の緩和、水源の涵養機能、災害の防止など多面的機能を確保するため、森林環境譲与税を活用し、森林の保全を図ってまいります。

甘木・朝倉・三井環境施設組合につきましては、新施設稼働に向けて、新施設整備基本計画の策定及び新施設建設敷地造成工事等を進めてまいります。

このほか、公共施設や学校施設等のLED設備の整備とともに、公用車の電気自動車購入を計画的に進めてまいります。

次に、4つ目の基本目標「活力ある産業と魅力的な観光資源があるまちづくり」についてです。

老朽化した農業用施設の改修など農業基盤の整備を図るとともに、農業及び畜産の施設・機械整備に対する補助や、豪雨災害で被災した農家の営農再開に向けての支援事業を

進めてまいります。

輸入飼料価格の高騰による負担軽減を図るため、畜産農家に対して支援を行うとともに、共同乾燥調製施設、共同集出荷選果場及び堆肥センターの運営に係る電気料金の値上がり分に対して支援を行います。

また、酪農家のヘルパー利用に対する支援を行い、経営負担の軽減を図ります。

中小企業への支援につきましては、物価高騰等の影響により厳しい経営状況が続いていることから、エネルギー価格の値上がり分に対して支援を行うほか、消費を喚起し市内商工業者を支援するため、20%のプレミアム付商品券を発行いたします。

観光振興につきましては、原鶴温泉をはじめとする市内宿泊施設で利用できる30%の割引クーポン券を発行し、宿泊客を呼び込むとともに、テレビや雑誌、SNS等を活用して観光客増加を図る観光プロモーション事業に継続して取り組むほか、3つのダムや温泉などの水に関する資源を活かした水の回廊構想を具体化する事業を展開してまいります。

このほか、あまぎ水の文化村キャンプ場の利便性向上のため、シャワー棟を整備いたします。

次に、5つ目の基本目標「生きる力を育み、生涯成長できるまちづくり」についてです。

児童・生徒が確かな学力、豊かな人間性及び健康・体力をバランスよく身につけながら、学校で楽しく充実して学べる環境づくりとして、タブレットを活用して自発的な学習意欲を喚起するため、算数と数学にAIドリルを導入してまいります。

また、中学生の英語力向上を促進するため、希望する中学3年生に対して英語検定受検料の全額補助を行います。

近年増加傾向が続く不登校対策として、従来の登校支援員やスクールソーシャルワーカーの配置に加えて、子どもたちの居場所づくりとして校内適応指導教室への支援にも取り組みます。

加えて、児童生徒数が少ない小規模校の適切な運営を図るため、大規模校からの通学を可能とする小規模校振興策を令和9年度まで試験的に導入します。

学校施設のトイレの洋式化等を計画的に整備し、併せて更新時期となる学校系ネットワークの環境を整備してまいります。

さらに、小中学校の給食費補助につきましても、物価高騰に伴う保護者の負担軽減のため拡充してまいります。

文化・生涯学習につきましては、市民の学ぶ機会が十分にあり、歴史的・文化的な活動、生涯学習活動及びスポーツ活動に安心して参加できるよう、施設等を適正に維持管理いたします。

本年11月に開催が決定しました全国藩校サミット朝倉大会を盛会とするため、実行委員会を組織し、併せて、宮崎県高鍋町や山形県米沢市との連携を深めてまいります。

このほか、生演奏による歌合戦やコミュニティ対抗eスポーツ交流大会の開催などによ

り、郷土愛の醸成と地域間交流を促進します。

次に、6つ目の基本目標「誰もが尊重され支えあい、市民とともに創る持続可能なまちづくり」についてです。

コミュニティ活動の拠点施設の整備につきましては、安川コミュニティセンターが本年9月に完成する予定です。また、LINEを活用したデジタル回覧板や防災行政無線のスマートフォンへの配信機能などを導入し、情報発信の多重化・多様化を進めるとともに、コミュニティ活動を安心して行っていただくため、区会長や農事実行組合長、避難支援者などに対する傷害保険の加入を進めてまいります。

朝倉市のシティプロモーションにつきましては、本市の魅力を発信するため「朝倉市応援サポーター」に登録いただいている皆さんを対象に、朝倉市をより知っていただき、さらに愛着を持って活動していただけるよう体感ツアーを実施し、関係人口の創出・拡大に努めてまいります。

朝倉市移住定住交流センター「コンネアサクラ」の活動を活発化するため、地域おこし協力隊等による人員強化を図り、さらなる移住定住の推進を図ってまいります。

自治体DXにつきましては、デジタルツール等を活用した業務改善を実施し、市民サービスの向上や事務の効率化を推進してまいります。

戦後80年を迎える年でもあります。戦争という悲劇を繰り返さないよう、平和の尊さを伝承するため、平和事業を拡充してまいります。

このほか、男女共同参画につきましては、女性の起業応援セミナーを継続し、女性の活躍推進を支援してまいります。

ここまでは、基本目標ごとに主な取組につきまして申し上げます。

令和7年度は新庁舎の開庁や第4次総合計画への着手、そして、朝倉市制施行20周年と、大きな節目を迎えることとなります。

新庁舎への移転につきましては、支所以外の分散されていた組織を集中して配置する、いわゆる本庁方式・集中型として業務ができることとなり、職員間の連携が密になることはもとより、私からの指示・連絡もさらに迅速かつ横断的に行うことが可能となり、業務の効率化と併せ、市民皆様の利便性の向上が期待されます。

さらには、免震構造の庁舎という特性を生かした防災拠点としての重要な役割も担うこととなります。

第4次朝倉市総合計画につきましては、市の人口は減少しているものの、社会増の状況となってきていることを踏まえ、さらに交流人口なども増加できるような計画となるように着手してまいります。

朝倉市制施行20周年記念事業につきましては、記念式典のみならず、先ほど説明いたしました基本目標ごとの事業と連携しながら、そのほかにも年間を通して様々な記念事業を展開し、朝倉市に住んで良かった、合併して良かったと市民皆様に実感いただきたいと考

えております。

以上、令和7年度の施政方針につきまして申し上げます。

全ての市民に夢と希望と笑顔があふれ、誰もが住みたい朝倉市を市民と創るため、市民の皆様、そして、その代表である市議会議員の皆様と意見を交わし、職員一人一人が改善意欲を持ち、積極果敢に行動し、成果を出すよう、私はもとより職員一同、精いっぱい取り組んでまいります。

議員各位には、重ねて御理解と御協力をお願い申し上げます、私の施政方針といたします。

(市長降壇)

○議長(小島清人君) 補足説明があれば承ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小島清人君) なければ、以上で施政方針の説明は終わりました。

次に、議案等の上程を行います。

市長提案理由説明書をお開きください。

本日、市長から報告3件、議案41件の送付を受けました。これらを一括上程し、市長に提案理由の説明を求めます。

(市長登壇)

○市長(林 裕二君) 本日提案いたしました議案につきまして、ただいまから提案理由の概要を説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

本定例会では合計44件の議案等を提案申し上げ、御審議をお願いする次第であります。

まず、報告第1号から報告第3号までについて説明申し上げます。

報告第1号から報告第3号までの専決処分報告につきましては、交通事故及び公の施設における管理下の事故による損害賠償について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告申し上げるものであります。

次に、当初予算について説明申し上げます。

第3号議案令和7年度朝倉市一般会計予算につきましては、当初予算規模を437億7,000万円とし、前年度の当初予算との比較では3億1,000万円、0.7%の増となりました。これは、災害関連予算について前年度から約15億円の減となったものの、通常予算について汚泥再生処理センター基幹改良事業、庁舎建設事業等の大型事業の実施や賃金・物価上昇に伴う経費の増加により、過去最大規模の約368億円を計上したことによるものです。

詳細につきましては、予算審査特別委員会におきまして担当職員から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、特別会計について説明申し上げます。

第4号議案令和7年度朝倉市住宅新築資金等貸付特別会計予算につきましては、対前年度比340万2,000円、59.3%増の913万6,000円といたしました。

第5号議案令和7年度朝倉市国民健康保険特別会計予算につきましては、事業勘定にお

いて対前年度比2億5,883万6,000円、3.7%減の67億6,143万円とし、直営診療施設勘定において対前年度比2億1,274万4,000円、48.4%増の6億5,274万5,000円といたしました。

第6号議案令和7年度朝倉市後期高齢者医療特別会計予算につきましては、対前年度比5,837万6,000円、5.1%増の12億966万6,000円といたしました。

第7号議案令和7年度朝倉市介護保険特別会計予算につきましては、対前年度比4,502万8,000円、0.8%増の60億8,831万1,000円といたしました。

次に、第8号議案から第11号議案につきましては、企業会計予算に関する議案であります。

第8号議案令和7年度朝倉市工業用水道事業会計予算につきましては、業務の予定量として年間547万5,000立方メートルを給水することとし、これに伴う予算は収益的収入及び支出において、収入に1億7,240万1,000円、支出に2億127万9,000円を計上いたしました。

また、資本的支出において、主に企業債償還金として支出に2,579万円を計上しておりますが、不足額は減債積立金等で補填しようとするものであります。

第9号議案令和7年度朝倉市水道事業会計予算につきましては、業務の予定量として年間277万5,000立方メートルを給水することとし、これに伴う予算は収益的収入及び支出において、収入に6億2,643万2,000円、支出に6億3,175万2,000円を計上いたしました。

また、資本的収入及び支出において、配水管布設工事、送水施設整備等を行うこととし、収入に3億8,631万2,000円、支出に5億1,367万5,000円を計上しておりますが、不足額は過年度分損益勘定留保資金等で補填しようとするものであります。

第10号議案令和7年度朝倉市簡易水道事業会計予算につきましては、業務の予定量として年間8,460立方メートルを給水することとし、これに伴う予算は収益的収入及び支出において601万8,000円を計上いたしました。

第11号議案令和7年度朝倉市下水道事業会計予算につきましては、業務の予定量として水洗化人口3万6,574人に対し、年間総処理水量412万4,331立方メートルを処理することとし、これに伴う予算は収益的収入及び支出において、収入に25億4,201万4,000円、支出に23億3,049万1,000円を計上いたしました。

また、資本的収入及び支出において、流域関連公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業及び浄化槽整備事業の建設改良を主に行うこととし、収入に18億1,871万4,000円、支出に26億7,536万7,000円を計上しておりますが、不足額は当年度分損益勘定留保資金等で補填しようとするものであります。

次に、第12号議案から第17号議案までの補正予算に関する議案につきまして説明申し上げます。

第12号議案令和6年度朝倉市一般会計補正予算（第8号）につきましては、障がい福祉サービス事業費、小学校トイレ洋式化改修事業費等の増、災害関連経費の増減及び既定経費の減について補正するもので、補正の額は歳入歳出それぞれ6億9,409万2,000円を減額

し、予算総額を455億665万円といたしました。

第13号議案令和6年度朝倉市住宅新築資金等貸付特別会計補正予算（第1号）につきましては、一般会計繰出金の増及び既定経費の減について補正するもので、補正の額は歳入歳出それぞれ380万9,000円を追加し、予算総額を954万3,000円といたしました。

第14号議案令和6年度朝倉市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、事業勘定において、前年度の療養給付費負担金の確定に伴う県への返還金及び令和5年度決算に伴い財政調整積立基金へ積み立てる経費等について補正するもので、補正の額は歳入歳出それぞれ6,121万円を追加し、予算総額を70億8,147万6,000円といたしました。

また、直営診療施設勘定において、朝倉診療所建替事業について繰越明許費を設定するものです。

第15号議案令和6年度朝倉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましては、後期高齢者医療広域連合に対する保険料負担金の増額等に伴い補正するもので、補正の額は歳入歳出それぞれ2,632万6,000円を追加し、予算総額を11億7,761万6,000円といたしました。

第16号議案令和6年度朝倉市水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、収益的収入及び支出において、建設改良工事費の減額に伴う消費税及び地方消費税の納付により補正するもので、収益的収入を198万7,000円減額し、収入合計を6億2,830万1,000円とし、収益的支出を764万円増額し、6億4,972万7,000円といたしました。

また、資本的収入及び支出において、予定していた配水管布設工事について道路改良工事の遅延等により減額補正するもので、資本的収入を1億1,632万8,000円減額し、収入合計を2億4,782万6,000円とし、資本的支出を1億2,236万5,000円減額し、支出合計を3億4,589万2,000円といたしました。

第17号議案令和6年度朝倉市下水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、収益的収入及び支出において、令和7年度に予定していた国庫補助事業の前倒しに伴う事業費の増額により補正するもので、収益的収入を600万円増額し、収入合計を24億1,675万3,000円とし、収益的支出を1,200万円増額し、支出合計を21億9,151万5,000円といたしました。

また、資本的収入及び支出において、事業費確定による減額及び令和7年度に予定していた国庫補助事業の前倒しに伴う事業費の増額により、資本的収入を3億4,458万3,000円減額し、収入合計を14億8,146万8,000円とし、資本的支出を3億7,919万7,000円減額し、支出合計を23億3,588万6,000円といたしました。

次に、第18号議案朝倉市介護保険高額介護サービス費等貸付基金条例を廃止する条例の制定につきましては、朝倉市介護保険高額介護サービス費等貸付事業の廃止に伴い、朝倉市介護保険高額介護サービス費等貸付基金を廃止したいので、この条例を制定しようとするものであります。

第19号議案刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定につきましては、刑法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、規定の整理を行う必要が生じたので、この条例を制定しようとするものであります。

第20号議案朝倉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律により行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部が改正されること等に伴い、規定の整備を行いたいので、この条例を制定しようとするものであります。

第21号議案地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行により非常勤特別職に該当しなくなった者への公務災害等に関する経過措置について、規定の整備を行いたいので、この条例を制定するものであります。

第22号議案朝倉市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例及び朝倉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、規定の整理を行う必要が生じたので、この条例を制定しようとするものであります。

第23号議案朝倉市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、規定の整備を行いたいので、この条例を制定しようとするものであります。

第24号議案朝倉市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例及び朝倉市水道事業、簡易水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地方自治法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、規定の整理を行う必要が生じたので、この条例を制定しようとするものであります。

第25号議案朝倉市税条例の一部を改正する条例の制定につきましては、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律により行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部が改正されることに伴い、規定の整理を行う必要が生じたので、この条例を制定しようとするものであります。

第26号議案朝倉市総合市民センター及び地域生涯学習センター条例の一部を改正する条例の制定につきましては、朝倉市役所本庁舎の移転に伴い、朝倉市総合市民センターの施設の貸出しに関して見直しを行いたいので、この条例を制定しようとするものであります。

第27号議案朝倉市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定につきましては、松末地域におけるコミュニティ活動の拠点施設を新たに整備することに伴い、同拠点施設をコミュニティセンターとして設置したいので、この条例を制定しようとするものがあります。

第28号議案朝倉市立あまぎ水の文化村条例の一部を改正する条例の制定につきましては、朝倉市立あまぎ水の文化村の水辺のふれあいゾーンのキャンプ場にシャワー棟を整備し、適切な運営及び管理を行うため、この条例を制定しようとするものであります。

第29号議案朝倉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましては、子ども・子育て支援法施行規則等の一部を改正する内閣府令等により家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が改正されることに伴い、規定の整理を行う必要が生じたので、この条例を制定しようとするものであります。

第30号議案朝倉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましては、子ども・子育て支援法施行規則等の一部を改正する内閣府令により特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部が改正されることに伴い、規定の整理を行う必要が生じたので、この条例を制定しようとするものであります。

第31号議案朝倉市重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、規定の整理を行う必要が生じたので、この条例を制定しようとするものであります。

第32号議案朝倉市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令により指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部が改正されることに伴い、規定の整理を行う必要が生じたので、この条例を制定しようとするものであります。

第33号議案朝倉市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましては、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、規定の整理を行う必要が生じたので、この条例を制定しようとするものであります。

第34号議案朝倉市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、規定の整備を行いたいので、この条例を制定しようとするものであります。

第35号議案朝倉市水道法施行条例の一部を改正する条例の制定につきましては、生活衛

生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令により水道法施行令の一部が改正されること等に伴い、規定の整理を行う必要が生じたので、この条例を制定しようとするものであります。

第36号議案朝倉市公共下水道条例の一部を改正する条例の制定につきましては、政府の「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」の趣旨を踏まえた排水設備工事責任技術者の専属規制の見直し等に伴い、規定の整備を行いたいので、この条例を制定しようとするものであります。

第37号議案朝倉市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の制定につきましては、建築基準法第68条の2第1項の規定に基づき、地区計画の区域内における建築物の用途、構造及び敷地に関する制限を定めることにより、当該区域における地区計画の目標に即した適正かつ合理的な土地利用を図り、健全かつ良好な都市環境を確保したいので、この条例を制定しようとするものであります。

次に、第38号議案工事請負契約の締結についての議決内容の一部変更につきましては、農地改良復旧区画整理工事乙石川流域地区について、工事設計の一部変更等により請負契約額を変更する必要があるため、並びに第39号議案及び第40号議案の工事請負契約の変更につきましては、農業用施設（ため池）災害復旧工事及び橋梁災害復旧工事につきまして、工事設計の一部変更により請負契約額を変更する必要があるが生じましたが、変更後の請負契約額が1億5,000万円以上となるため、朝倉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、第41号議案市道路線の変更につきましては、道路法第10条第2項の規定に基づき市道路線を変更するに当たり、同条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、第42号議案字の区域の変更につきましては、市営土地改良事業に伴い、字の区域を変更する必要があるため、地方自治法第260条第1項の規定により議会の議決を求めるものであります。

最後に、第43号議案福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更につきましては、令和7年3月31日を限り、下田川清掃施設組合が解散されることに伴い、福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数を減少し、福岡県市町村職員退職手当組合同約を変更するため、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上、提案理由の概要を説明申し上げましたが、いずれも今後の市政推進上、重要な案件でありますので、皆様方には十分なる御審議を賜り、御議決いただきますようお願い申し上げます。

なお、今会期中、人事案件につきまして追加議案を提案申し上げ、御審議をお願いする予定でありますので、あらかじめ報告申し上げます、御了承いただきますようお願い申し上げます。

ます。

(市長降壇)

○議長(小島清人君) 補足説明があれば承ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小島清人君) なければ、以上で提案理由の説明は終わりました。

なお、ただいま提案されました議案等の質疑は3月6日の本会議において行います。

お諮りいたします。第3号議案については、予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小島清人君) 御異議なしと認めます。よって、本件については、予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長を除く17名の皆さんを指名いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小島清人君) 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名されました17名の皆さんを予算審査特別委員に選任することに決しました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

あらかじめお伝えいたします。次回3月4日の会議は、一般質問の1人当たりの持ち時間を70分とすることにより、午前9時30分に繰り上げて開くことにいたします。時間をお間違いのないようお願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午前10時54分散会